

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 中川 太介

本論文は、中華民国時期の雲南省における塩業政策について、特に1910～1920年代に重点をおいて分析したものである。その際に、中央政府から現地社会に至る各レベルの行政管理における志向の相違を考察することに、大きな関心が払われている。

まず第1章では、清朝時代の雲南の塩業行政について論じ、生産現場である塩井の実態と塩に対する徴税の方法をおさえたうえで、とくに19世紀後半における政治的混乱がもたらした影響を明らかにした。第2章では、中華民国の袁世凱政権が塩税を対外借款の担保としたため、外国人を雇用して塩業行政を監督させる稽核所が設置され、塩の生産現場に対する改革が提起されるに至ったことを論じた。なかでも、中央政府の稽核所を率いるイギリス人デーと雲南省で塩業を担当した蕭堃の改革案が考察対象となる。第3章では、雲南省の稽核分所が試みた製塩現場の改革について考察した。1916年以降、雲南省が中央政府から自立する傾向を強めるなかで、稽核分所の介入姿勢は現地業者および雲南省政府の反対を受けた。第4章は、やはり中華民国北京政府時期について、塩の運輸・販売政策の分析を行った。塩の商人が大きな影響力をもった他の地域と異なり、雲南省においては製塩業者が強い勢力を有しており、その統制の難しさから運輸・販売の政策も安定しなかった。第5章は、国民政府時期について論じる。張冲による改革は企業組織を用いて製塩過程まで掌握しようとするものだが、やはり製塩業者の力は強く、改革は不十分にとどまったことが指摘される。

本論文は、『雲南塩政公報』に掲載された公文書など、個性的な史料を精力的に収集・読解することで、近代の雲南省における塩業の実態とその改革をめぐる試行錯誤を追った独創的な論文と評価することができる。とくに、製塩業者が地元で根ざした勢力を維持しており政権による介入を挫折させてきたこと、また政権そのものも中央・地方のレベルの相違によって多様な志向性を有していて一枚岩ではなかったことを具体的に指摘したのは、注目すべきであろう。

研究対象そのものの複雑さに規定されて叙述が錯綜している箇所があるので、より明快な論理によって整理していくべき余地があること、雲南経済の全体像のなかで製塩の占める位置についても論及すべきであることなど、本論文の論旨を更に改善する可能性も残されているとはいえ、本論文で達成された成果の大きさに基づいて、審査委員会は博士(文学)の学位を授与するにふさわしいと判断する。